

メビウス Member's Press

メビウス講義レポ
第191回 6月50歳を過ぎたら しあわせ相続対策
～もはや人生設計の一部です～

去る6月19日(火)、足利地場産センターにて、メビウス講義を行いました。

講師に税理士 原田尚信氏を迎え、「50歳を過ぎたら しあわせ相続対策～もはや人生設計の一部です～」と題し、相続・贈与の基本的な知識や仕組み



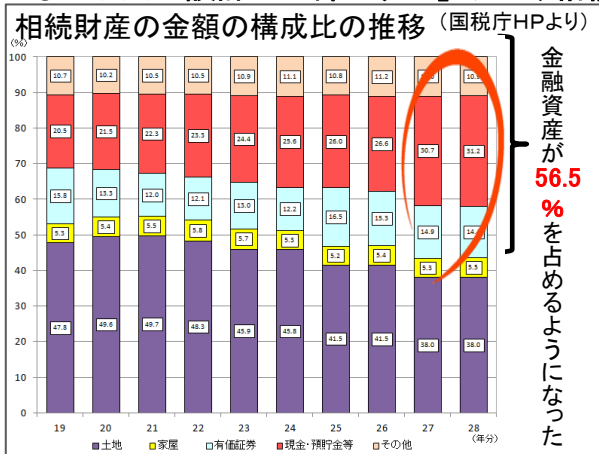
税理士 原田 尚信 氏

などを学びました。

財産承継にも設計図が必要と言えます。財産構成は大きく3つに分けることができます。

①不動産 ②現金預金 ③自社株式

相続財産の中でも、マイナンバーの導入と共に個人のデータが一括化され、現金・金融資産の承継が主となってきました。



不動産贈与では財産構成を区別して把握することから始めましょう。また、非課税枠や税率から、贈与する人・もらう人の双方に合った贈与のタイミングや分配方法を調べておくとい良いでしょう。

そして、昨年の講義に引き続き原田講師がお勧めしていたのが「ラストブレター(遺言書・附言)を作成し、定期的に内容を確認・推敲すること」です。遺言書には法的効果があります。また、遺言を残した背景や、なぜこのような相続に分けたのか、引き継ぐ上での心構えなど、附言書も同時に作成しておく、相続の場で揉めない傾向にあるそうです。

さて、今回のメビウス講義も注目度の高い内容とあり、多くの会員様にご参加いただきました。ありがとうございました。

次回のメビウス講義は7月24日(火)「会計アタマに磨きをかけよう」です。皆様のお越しをお待ちしております。

不動産の内容は？



不動産と一口で言っても、どのような物であるか確認が必要！！



教えて！ メビウスにQ

このコーナーでは、
税務・労務に関して
皆様から寄せられた
ご質問にお応えします。



Question 1 お弁当代は経費？自己負担？

当社では、従業員各人のお財布事情や買いに行く手間・時間の節約、皆で一緒に食べることの大切さを考えて、お弁当を買って提供したいと思いますが、全額経費にできますか？

Answer 『福利厚生費』または『給与』の科目になる。

食事代の負担は、『福利厚生費』という科目だと思っている方が多いのですが、要件次第では『給与』になる可能性もあります。

会社が通常勤務時間中に食事の提供をした場合は、原則『給与』として課税されます。現物給与という考え方からです。しかし、食事の提供は、福利厚生の側面もあることに配慮し、給与課税の対象とはならない食事の提供に関する取り扱いを定めています。

次の2つの要件をどちらも満たすこと

①食事代の半額以上を従業員等が負担

②次の金額が1か月あたり3,500円(税抜き)以下であること

(食事の価額) - (役員や従業員が負担している金額)つまり、会社負担額

※食事の価額

- ・会社が弁当等の食事を購入して提供した場合、その購入価額
- ・社員食堂などで会社側が食事を調理して提供した場合、食材代



例1) 1か月の食事提供回数20回、1回の食事代が500円

→従業員は1回325円負担、1か月にすると、6,500円負担している →会社負担は3500円。
2つの要件を満たすので、『福利厚生費』処理できる。

例2) 1か月の食事提供20回、1回の食事代が300円

→従業員は1回100円負担、1か月では2,000円負担している →会社負担は4,000円
→3,500円以下ではないので、『給与』処理しないとイケない。

給与となってしまうと、従業員はその分、所得税、住民税、社会保険料の負担が増額します。
会社は給与計算が煩雑になり、増えた所得税分の源泉徴収義務が生じます。

なお、非課税の判定＝会社負担額が3,500円以内であることの判定は、税抜き金額を用いることとされています。消費税込みの食事の価額から従業員負担額を控除した金額が3,500円以内であるかどうかにより判定します。

実務では、毎月一人当たりの会社負担額が税込み金額3,790円以内であれば、課税の必要はありません。

なお、給与として課税される場合には、消費税額を含めた税込みの金額が課税されるものとして取り扱われます。

Question2

副業している社員が会社設立をした場合、 社会保険の取り扱いは？

社員のひとりが、個人事業としてやっている副業の仕事を、会社設立をして運営していきたい、と相談がありました。社会保険の取り扱いはどうなりますか。

Answer

設立した法人で役員報酬を受け取る場合、 社会保険に加入します。

設立した法人で役員報酬を受け取る場合は、その設立法人でも社会保険に加入します。

次の要件を満たすと、副業先でも社保に加入します。

要件1 適用事業所に使用される者であること
(法人事業所、常時5人以上の従業員の働く個人事業所)

要件2 加入基準を満たすものであること
(1週間の所定労働時間・1か月の所定労働日数が同じ事業所の一般社員の4分の3以上)

法人の取締役等の役員で、報酬の支払いがある場合は、要件2の加入基準を満たさなくとも原則加入手続きが必要となります。ご質問のように、社員の身分のまま自分で会社を設立するほかに、会社経営をしている実家の仕事を手伝い役員になるなどのケースがあります。

注意1. 複数事業所での加入なので、いずれかを主たる事業所として選択し届出を行う必要があります。

注意2. 社会保険料について
それぞれの事業所から支給される給与合計で標準報酬月額を決定し算出、保険料率は選択した事業所に適用される料率を使用、給与割合に応じて按分計算します。

注意3. 雇用保険は、労働者として働いている事業所で加入します。

注意4. 労災保険は、労働者として働いている事業所では適用となりますが、事業主や役員には原則適用はありません。



メビウス事務局インフォメーション

毎回のメビウス講義の後、平日AM9:00~PM5:00にご希望に応じて個人相談も無料にて受付しております。ビジネスに関する疑問・質問をお気軽にお問合せください。

お問合せ TEL 0284-41-1324

ホテル業



栃木グランドホテル
TOCHIGI GRAND HOTEL

代表取締役社長 若林 可奈子 さん

メビウス会員 お仕事紹介

〒328-0015

栃木県栃木市万町6-11

TEL: 0282-22-1236(代表)

FAX: 0282-22-5200

http://www.tgh.co.jp/



▲若林 可奈子さん

美しい巴波川の清流と、明治の面影を残す洋館や豪壮な蔵の街“栃木市”。中心部に位置する、**栃木グランドホテル**は、格調高く気品あふれる壮大な趣きで、いつまでも心に残るひとときを大切に、**真心をこめておもてなし**いたします。**和をもってお客様に喜ばれる空間をご提供し、賑わいをもたらすこと**で、栃木市の発展と成長、**未来へ共に歩んで**おります。

夏のおすすめ Information

9月29日(土)栃木グランドホテル主催イベント

【講談と食を堪能する会】を開催致します。話題沸騰の天才講談師 **神田松之丞**による独演会。

昼の部・夜の部と二部制。各回**限定100名**。**特撰旬彩膳(飲み放題付)**お一人様15,000円(税込)チケットはフロントにて好評発売中です。



メビウストーク ほっとラウンジ



不変で普遍なこと

数か月前の話になるが、息子の中学卒業式に参列した。

生徒代表が両親への感謝の気持ちを述べた言葉に少なからず驚いた。それはこんな主旨だ。

お父さん 毎日遅くまで働いてくれてありがとう

お母さん 毎日朝早くに起きて、お弁当を作ってくれてありがとう

あー、そうだよなあ。子どもにとって、母親はどう切り取ってもこうなんだよなあ、とストンと胸に落ちた。

息子の友達が遊びに来た時、無意識に「お母さん、何しているの?」と聞いたことがあった。その子は「きょとん」とした顔をして、「分かりません」と言った。おそらく、今、この時間、母親が何をしているかを問われたと思ったのであろう。この場面でも、あーそうだよなあ、仕事している母親が当たり前という考えに立った愚かな質問したなあ、と。

今もし、仕事と家庭とに悩んでいる人がいたら、こう言いたい。子どもにとっては、家にいる「目の前の私」が母であって、そこに「会社で仕事頑張る私」マークは必須アイテムではない。背中を見せるのだ、という強い方もいるが、私は違う。何があってもこの子を守り抜く、という姿さえあればいい。これは「不変」で「普遍」な話である。休み休みでもいい、細く長い曲がりくねった道を、何度もうつむきながら、振り返りながら進んでいこう。

メビウス主宰・税理士
三上 洋子



お問合せ
ご相談

NPO法人女性のためのビジネススクール メビウス 〒326-0808栃木県足利市本城2-1901-8

TEL0284-41-1324 FAX0284-41-1340 email:office@bs-mebius.net